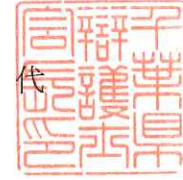


# 平成26年司法試験結果に対する会長声明

2014（平成26）年9月19日

千葉県弁護士会

会長 蒲田 孝 代



## 第1 声明の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求める。

## 第2 声明の理由

- 1 本年9月9日、平成25年司法試験結果が発表された。本年の合格者数は1810名と昨年の2049人から一定程度減少した。しかし、平成23年2月の総会決議で司法試験合格者数を1000人以下にするよう求めた当会としては、この程度の減員では全く不十分と言わざるを得ない。

平成19年以降毎年2000人を超える司法試験合格者を出し続けた結果、ここ数年、司法修習を修了し12月の一括登録時点で弁護士登録しない者が500人以上という事態が続き、新人弁護士の給与水準の低下、固定給のない採用形態（ノキ弁）や司法修習修了後の即時独立（即独）が増加するなど、法曹のうち大多数をしめる弁護士が過剰となり、職業としての魅力が急速に失われている。

その結果、法科大学院適性試験受験者が、平成23年7249人、同24年5967人、同25年4945人、同26年4091人と減り続け、適性試験が開始された平成16年に比べ10分の1にまで落ち込んでいるように、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向に歯止めがきかなくなった。優れた人材が供給されず、就職難、弁護士登録後のOJT環境も厳しいとなれば、弁護士の質の低下は必至である。

また、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている（弁護士法第1条）。行き過ぎた弁護士激増は、国家等の権力と闘いその使命を果たすための前提となる弁護士活動の基盤と弁護士自治を破壊する。弁護士の使命に対する政府の無理解により、最終的

に不利益を被るのは国民である。

このような数々の悪影響は、司法制度改革による急激かつ大幅な合格者増員政策に起因するものであり、早急に司法試験合格者を減少させる必要があるが、既に弁護士過剰の現状において、本年程度の合格者減員では甚だ不十分である。よって、引き続き当会は政府に対し、司法試験合格者数を1000人以下とするよう求める。

2 一方、法科大学院を卒業しないで司法試験を受験するルートである予備試験の受験者は年々増加している。予備試験合格者の司法試験合格率と見ると、平成24年は受験者85人中合格者58人で68.2%、同25年は受験者167人中合格者120人で71.9%、本年は受験者244人中合格者163人で66.8%であり、これは法科大学院修了者の合格率が平成24年24.6%、同25年26.8%、本年21.2%であることに比べて遙かに高い数値である。

平成20年3月25日の閣議決定が「予備試験合格者数について、・・・予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」としていることに鑑みると、一昨年、昨年に続き本年も依然として予備試験合格の水準が不当に高く設定され、予備試験合格者数が不当に制限されているとの批判を免れない。予備試験合格者数は、平成23年116人、同24年219人、同25年351人と漸増させてきたものの、予備試験合格者の司法試験合格率が大きく減少しなかったことに鑑みれば、本年以降の予備試験合格者数を相当大幅に増加させなければ不均衡を是正できないことが明白である。

以上より、当会は引き続き政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求めるものである。

以上